

EMF 入会のおてびき

福音主義医療関係者協議会(EMF)は、その名の示すとおり、福音主義信仰に立つキリスト者である医療関係者の集まりで、次の主張を強く世に告白するものです。

1 私たちは、聖書が神の靈感によって記されたことばであって、そこには誤りがなく、信仰と生活の唯一絶対の規範であることを信じ この会の信仰規準にあげられている信仰を告白します。

2 このような信仰は当然、実践面において具体的な形にあらわれて来るはずで、すなわち、私たちはそれぞれ地域の教会に属し、教会の奉仕に忠実に励むことを第一としています。したがって、この会の活動が教会の奉仕よりも優先するものではありません。

3 しかし、このことは決して教会毎に孤立することを意味するものではありません。教会はキリストのからだであり、地上の諸教会も正しい信仰にもとづいている限り一つのものであります。その故に私たち医療関係者は、交わりを通して互いに協力し、神よりあたえられた使命としての医療および専門学術の研鑽にはげみ、世界的視野における福音の宣教につとめ、イエス・キリストの救いを証しすべく、ここに協議会(EMF)を結成しました。

ですから、この会に入会しようとする方は、このような基本的な信仰の立場を理解し、この会の会則に従って、次のような手続きで入会を申し込んで下さい。

1. 会員の資格 この会でいう医療関係者とは、医師、薬剤師、看護師、介護福祉士等、法令によって免許証の与えられている医療従事者および社会福祉関係者(現在直接業務にたずさわってなくても、免許を有する者は資格があります)と、その他免許をもたなくても、医療、衛生行政、医学(歯学、薬学などをふくむ)、社会福祉の研究・教育などに従事している者、およびそれらの専門教育を受けている学生をいいます。

2. 入会の手続き 入会希望者は、所定の入会申込書に必要事項を洩れなく記入し、所属教会の牧師(牧師不在の場合は伝道者、長老など教会を代表する方)の署名・捺印をうけて下さい。牧師以外の方の署名の場合には、その方の教会における役職を附記して下さい。この申込書と同時に、申込者の自己紹介(履歴)と簡単な証し(イエス・キリストとの個人的な関係について、および入会の動機)をふくめたお手紙を事務所へお送り下さい。

3. 会員の区分 会員には正会員と購読会員の区別があります。正会員は役員選挙権と被選挙権をもちますが、購読会員はその権利をもちません。しかし、各種の集会への参加、機関誌への投稿は、正会員と同じようにできますし、すべての機関誌、会報、連絡などは同じように受けられます。

4. 入会の承認 正会員はこの「てびき」のはじめに書かれてあるような信仰の告白と実践を表明するキリスト者である医療・福祉関係者であって、幹事会によって入会を承認され

た方です。

正会員の家族であるキリスト者あるいは、キリストを救い主として受け入れているが、洗礼を受けていない方でも、この会の信仰規準を告白する方は、幹事会の承認によって購読会員になれます。また、正会員として必要な条件が満たされない場合にも、購読会員としての入会を承認されることがあります。

5. 会員の義務 入会を承認された会員は速やかに規定の会費を納めて下さい。

会員は入会申込書に記載した事項に変更があった時には、速やかにその旨を事務所に申し出て下さい。

6. EMF の活動

a. 全国的規模において年2~3回の集会(修養会、講演会、シンポジウム等)を開催します。

b. 地方部会、職種別分科会あるいは、より小さなグループに分かれて、祈禱会、修養会、聖書研究会、伝道会などを行います。

c. 機関誌「EMF ジャーナル」を年3~4回発行します。

d. 随時、短い「ニュースレター」を配布します。

e. その他、会則で定められた諸事業を行います。

福音主義医療関係者協議会会則

第1章 総則

第1条(名称)この会は「福音主義医療関係者協議会 Evangelical MedicalFellowship」(EMFと略称)という。

第2条(性格)この会はこの会の信仰規準に賛同する福音的信仰を持つ医療関係者の集まりであって、特定教派に属さない。

2 医療関係者とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、診療放射線技師、歯科技工士その他保健医療福祉従事者、医学、薬学などの基礎研究者、およびこれらの専門職業教育を行う学校に在学する学生、および以上すべての経験者とする。

第3条(目的)この会は、聖書にもとづいて会員各自の信仰を深め、互いの交わりを通して、神よりあたえられた使命としての医療および専門学術の研鑽につとめ、世界的視野における福音伝道の理解・促進をはかり、イエス・キリストの救いを証しすることを目的とする。

第4条(事業)この会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

(1) 聖書研究会および祈禱会の開催。

(2) 修養会、講演会、技術研修会等の開催。

(3) 機関誌、会員名簿および書籍の発行。

(4) 国内国外の伝道活動に対する協力。

(5) 医療伝道者の養成、派遣および支援。

(6) その他、総会および地方部会、分科会等において必要と認められた事業。

第5条(事務所)この会の事務所を当分の間、大阪府堺市堺区大浜南町2-8-23 にしきこどもクリニック内におく。

第2章 会 員

第6条（会員の区分）この会の会員を分けて次のとおりとする。

- (1) 正会員は、この会の性格、目的に賛同するキリスト者医療関係者とする。
- (2) 購読会員は、この会の目的に賛同するキリスト者で、この会の機関誌の購読を希望する者とする。購読会員は医療との関係の有無を問わない。購読会員は別に定める会費を納入し、機関誌の配布を受けるが、総会の表決権及び役員の選挙権をもたない。
- (3) この会の維持・発展を願って特に維持会費を納入する正会員を維持会員とする。
- (4) 本会に功労のあった者を、幹事会の推薦に基づき、総会の議を経て、会長は名誉会員に委嘱することができる。名誉会員は会費納入の義務をもたない。

第7条（会費）会員は総会の定めるところに従って、会費を納入しなければならない。

第8条（入会）この会に入会しようとする者は、所定の様式に従って申し込み、幹事会の承認を得なければならない。その記載事項に変更を生じた場合には、速やかにその旨を、この会の事務所に届けるものとする。

第9条（退会）この会を退会しようとする者は、会費納入等の義務を完全に履行した後に、会長に申し出て退会を許可される。
2 1年以上の期間を通じて、連絡のない者は、幹事会の議を経て会員名簿より除かれることがある。

第3章 役 員

第10条（役員の名称）この会に下記の役員をおく。

会 長	1 名	会 計	2 名
副会長	1 名	幹 事	15 名
書 記	2 名	運営委員	若干名

第11条（役員の選出）役員はすべて正会員の中から選ばれるものとする。

- 2 会長、副会長、書記および会計は幹事会の推薦にもとづき、総会においてこれを定める。
- 3 幹事の選出方法は別に細則に定める。
- 4 運営委員は幹事会で定める。

第12条（役員の任期）役員の任期は3年とし、再任をさまたげない。

第13条（役員の任務）会長は会を代表し、会務を統轄する。

- 2 会長に事故があるときは副会長がその職務を代行する。
- 3 幹事は幹事会を構成し、会務を処理する。

第4章 会 議

第14条（定期総会）定期総会は1年に1回会長が召集し、予算および決算、事業の計画および報告、役員の任命、その他重要な事項を審議する。

- 2 会長は総会の議長となる。

第15条（臨時総会）次の各号の1つに該当する場合、会長は臨時総会を召集しなければならない。

- (1) 幹事会が必要と認めた時
- (2) 正会員の過半数の請求があった時。

第16条（総会の成立）総会は正会員の1/4以上の出席がなけれ

ば、議事を開き議決することができない。ただし、委任状の提出をもって出席とみなす。

第17条（幹事会）会長は幹事会を年2回以上召集する。

- 2 幹事会は委員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第18条（議決）会議の議決は出席正会員の過半数をもってこれを決する。

可否同数の時は会長の裁決による。

第5章 地方部会および分科会

第19条（地方部会）全国の主要地域に地方部会をおくことができる。

第20条（分科会）職種別その他、必要に応じて分科会をおくことができる。

第6章 財 務

第21条（一般会計）この会の一般会計は通常、会費をもってまかなうがこの会の目的に賛同する個人または団体から寄附を受けることもできる。

第22条（特別会計）この会が特別の財源を必要とする事業等を計画する場合には同時にそのための収入の方法も、総会で決議しなければならない。

第23条（会計年度）この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第24条（監査）各会計年度の決算は幹事会の推薦にもとづき総会において承認された監査委員の監査を受けなければならない。

第7章 補 則

第25条（主事）この会の事業を効果的に遂行するために、幹事会は主事を任命することができる。主事の人事並びに活動に関する事項は、幹事会の定める内規による。

第26条（顧問）この会の目的と事業について深い関心と協力を示すキリスト者を幹事会の推薦により、会長が顧問として依頼することができる。顧問の任期は3年とする。

第27条（会則の改正）この会則の改正は総会における出席正会員の3分の2以上の同意がなければならない。

第28条（会の解散）この会の解散は正会員総数の3分の2以上の同意にもとづき、総会の議決を経なければならない。

第29条（細則の制定）この会の細則は幹事会の提案にもとづき、総会において制定される。

・附 則：この会則は1969年11月3日より施行する。1979年8月26日改訂。1987年9月23日改訂。1989年11月3日改訂。2000年8月9日改訂。2007年8月9日改訂。

会費に関する細則

福音主義医療関係者協議会会則第7条の規定に基づき、この会の会費（年額）を次のように定める。

一般正会員 6,000円、学生正会員 3,000円、購読会員 3,000円、ただし年2回の分割払も可。

維持会費は A 50,000円、B 30,000円、C 10,000円とする。

この細則は1999年4月1日より施行する。1998年11月3日改訂。

幹事選挙細則

- 1 福音主義医療関係者協議会会則第 11 条 3 項の規定に基づき、幹事の選出方法を次のように定める。
 - 2 幹事の定数は当分の間 15 名とする。
 - 3 幹事会は幹事の任期の満了する定期総会の 3 ヶ月以上前に、次期幹事の指名委員を任命する。指名委員の定数は幹事会において定める。
 - 4 指名委員は指名委員会を構成し、互選によって委員長を定める。
 - 5 指名委員会は幹事の定数を上回る候補者を指名し、これを会長に報告する。
 - 6 会長は前期候補者の名簿と投票用紙を次期総会の 2 ヶ月前に全正会員に送付する。
 - 7 正会員は次期総会の 1 ヶ月前までに記入済の投票用紙を会長に返送するものとする。
 - 8 会長は幹事および指名委員の立合いの下に開票し、その結果を総会において公表して、承認を求めるものとする。
- 附 則:この細則は 1969 年 11 月 3 日より施行する。1987 年 9 月 23 日改訂。2000 年 8 月 9 日改訂。

福音主義医療関係者協議会信仰規準

- 1 旧新約 66 巻よりなる聖書は、はじめ神のえらばれたそれぞれの著者によって聖霊の完全な指導と監督の下に記された。したがって、その記述には誤りがなく、神が救いについて人々に啓示しようとしたすべてのことを含み、信仰と生活との唯一絶対の規範である。
- 2 生ける真の神は唯一で、永遠から、父、子、聖霊の三位にいましたもう。
- 3 神はみこころに従い、言(ことば)をもって目に見えるもの、見えないもの、すべてを創造し、維持しておられる。したがってすべての被造物は神の絶対主権の下にある。
- 4 人類の父祖アダムは、神の像(かたち)にかたどって創造され神との正しい交わりにあったが、サタンの誘惑により、神のいましめに背いて罪を犯し、罪の咎(とが)と汚れをこむり、霊的、または肉体的な死の支配下におかれた。すべての人はそれ故に、罪の性質をもって生まれ、その思いと、ことばと、行為とにおいて罪ある者である。
- 5 われらの主イエス・キリストは、真の神にして真の人でありたもう。主は聖霊によってみごもった処女マリアより生まれ、世の罪のために、十字架の上に死に、聖書に応じて 3 日目によみがえられた。主は天に昇られ、神の右に座してわれらのために大祭司の務めを行なっておられる。
- 6 主イエス・キリストの身代りの死の故に、彼を信じる者はみな、その信仰により義と認められ、罪の咎をゆるされ、その支配より解放されている。
- 7 聖霊は罪人に、罪を認めさせ、新たに生れさせ、神の子とし、聖潔と奉仕の生活を送る力を与え、またあがなわれた者をキリス

トの像(かたち)にかたどらせたもう。

- 8 われらの主、また救主であるキリストは、したしくみからだをもって再臨される。義なる者も、不義なる者も、それぞれからだをもってよみがえらされ、永遠の祝福へまたは永遠の刑罰へとわかち定められる。
- 9 終りに、主は、すべてのものを新たにし御国を父なる神にわたしたもう。

福音主義医療関係者協議会入会申込書

年 月 日

福音主義医療関係者協議会会長殿

私は貴会の信仰規準に同意し、会の目的に賛同して、入会を申し込みます。

氏名（署名または印）

(フリガナ) 氏名:		男・女	年 月 日生
現住所: (〒)		Tel	
		Fax	
帰省先: (〒)		e-mail	
		Tel	
職 種:	勤 務 先 または学校	Tel Fax	(診療所: 科) (内線) (学年 年)
所属教会:	受洗年月日:	年 月 日	未受洗
所属教会の牧師署名:	求道中 の場合:	年 月	より求道